

阿見町議会会議録

平成23年第3回臨時会

(平成23年11月29日)

阿見町議会

平成23年第3回阿見町議会臨時会会議録目次

◎招集告示	1
◎第1号（11月29日）	3
○出席、欠席議員	3
○出席説明員及び会議書記	3
○議事日程第1号	5
○開 会	6
・会議録署名議員の指名	6
・会期の決定	6
・諸般の報告	6
・議案第84号から議案第85号（上程、説明、質疑、討論、採決）	7
・議案第86号（上程、説明、質疑、討論、採決）	10
・議案第87号（上程、説明、質疑、討論、採決）	12
○閉 会	25

第 3 回 臨 時 会

阿見町告示第199号

平成23年第3回阿見町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成23年11月22日

阿見町長 天田 富司男

1 期 日 平成23年11月29日

2 場 所 阿見町議会議場

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて（物品の取得について（高規格救急自動車））
- (2) 専決処分の承認を求めることについて（阿見町下水道条例の一部改正について）
- (3) 阿見町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- (4) 平成23年度阿見町一般会計補正予算（第4号）

第 1 号

[11 月 29 日]

平成23年第3回阿見町議会臨時会会議録（第1号）

平成23年11月29日（第1日）

○出席議員

1番	佐藤幸明君
2番	平岡博君
3番	川畑秀慈君
4番	難波千香子君
5番	紙井和美君
6番	久保谷充君
7番	石井早苗君
8番	柴原成一君
9番	浅野栄子君
10番	藤井孝幸君
14番	倉持松雄君
15番	大野孝志君
17番	諏訪原実君
18番	細田正幸君

○欠席議員

11番	久保谷実君
12番	吉田憲市君
13番	小松沢秀幸君
16番	櫛田豊君

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
総務部長	坪田匡弘君
民生部長	横田健一君
生活産業部長	篠崎慎一君
都市整備部長	横田充新君

教育委員会教育次長	竿 留 一 美 君
消 防 長	川 村 忠 男 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	宮 本 寛 則 君
生活産業部次長兼 放射能対策室長	大 野 利 明 君
総 務 課 長	篠 原 尚 彦 君
企 画 財 政 課 長	湯 原 幸 徳 君
下 水 道 課 長	大 塚 康 夫 君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	小 口 勝 美
書 記	大 竹 久

平成23年第3回阿見町議会臨時会

議事日程第1号

平成23年11月29日 午前10時開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第84号 専決処分の承認を求めることについて（物品の取得について（高規格救急自動車））

議案第85号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町下水道条例の一部改正について）

日程第5 議案第86号 阿見町職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第6 議案第87号 平成23年度阿見町一般会計補正予算（第4号）

午前10時40分開会

○議長（佐藤幸明君） 定刻になりましたので、ただいまから平成23年第3回阿見町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤幸明君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

18番 細田正幸君

2番 平岡博君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

諸般の報告

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。今臨時会に提出された案件は、町長提出議案第84号から議案第87号の4件であります。

次に、監査委員から平成23年8月分から10月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本臨時会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第84号 専決処分の承認を求めることについて（物品の取得について（高規格救急自動車））

議案第85号 専決処分の承認を求めることについて（阿見町下水道条例の一部改正について）

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第4、議案第84号、専決処分の承認を求めることについて（物品の取得について（高規格救急自動車））、議案第85号、専決処分の承認を求めることについて（阿見町下水道条例の一部改正について）、以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 本日は、平成23年第3回臨時会を招集しましたところ、議員各位には、公私とも御多用の折にもかかわらず御出席をいただきまして、ここに臨時議会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

阿見町においても、このたび、収納課、また管理職のお力によってですね、茨城県から収納率が非常に向上したということで表彰を受けました。本当に職員の皆さん、頑張っていたいてありがとうございます。

議案第84号及び議案第85号の専決処分の承認を求める議案について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第84号の物品の取得について申し上げます。

本案は、今年度購入予定の高規格救急自動車につきまして、年度内に事業を完了するために、地方自治法第179条第1項の規定により、10月19日をもって専決処分を行ったものであります。

この事業は、国庫補助金を活用し進めているもので、消防本部に3台配備しております救急自動車のすべてが高規格救急自動車となりますので、同時に救急出動があった場合でも、同様の高度な救急サービスを提供できることとなります。

次に、議案第85号の阿見町下水道条例の一部改正について申し上げます。

本案は、公共下水道排水区域外からの公共下水道への流入を行うことが出来るようにするために、阿見町下水道条例の一部改正について、11月1日をもって専決処分を行ったものであります。

主な改正内容としましては、公共下水道の排水区域外から公共下水道に下水を流入させる、いわゆる区域外流入を認めること並びに分担金の徴収に関する条文を規定するとともに、用語の定義を追加したものであります。あわせて、分担金を納付した土地について、将来、排水区域内編入時における受益者負担金との二重払いを防ぐために、所要の改正を行ったものであります。

以上、提案理由を申し上げます。慎重審議の上、御承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 専決処分第7号、下水道の条例の一部改正についてですけども、今、町長より下水道区域外を下水道区域に入れると。で、分担金という言葉がありましたけれども、この条例の中では負担金という言葉もありますが、この新しく入れる、具体的な地域ですね。この場所の分担金、負担金は幾らになるのか、お教え願いたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。区域外ということでございますので、排水区域というのは、現在、供用開始の告示をしているところ、公示をしているところが排水区域ということになります。ですから、それからはみ出している部分ですね。ですから、どこの地域ということではなくて、阿見町全体で排水区域が指定してございます。その末端の、そこから飛び出るところですね。道路に入ってますので、その排水区域が大体道路で設定されております。その排水区域の中は、供用開始の公示をしたところ。で、それに、その隣の、道路の反対側になれば、下水道が道路に本管が入っていますんで、使えるわけですよ。そういうのも順次認めていこうということで、排水のエリアを新しく、その用語を追加したものでございます。

それから、受益者負担金については……。失礼しました。受益者負担金については、一番最新に設定した区域の料金を考えておまして、現在賦課しておるのは平米560円ということになります。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

8番柴原成一君。

○8番（柴原成一君） はい。ただいまの細田議員の質問に関連ですが、区画整理の外周に入っている下水道を、その区画整理外の隣接の方も使えるというふうに解釈してよろしいんでし

ようか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい。ほかの条例では、その排水区域外も流入を認めるということになります。ただ、許可の条件としましては、一般家庭はまず問題ないかと思えます。特に、事業所等でかなり水を使うというようなことになると、今入っている管の容量ですね。その辺が問題になりますので、当然下水道課のほうに、その申請、それから水量等を記載したものを申請を出していただいて、それを検討して許可するというような形になります。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 8番柴原成一君。

○8番（柴原成一君） はい。過去にこの質問をしたときに、区画整理の下水道管は受益者負担、要は区画整理地内の方が、組合がつくったもので、その外周の方は入れませんという答弁が前にあったかと思うんですが、今回のこの条例改正によって、区域外の人でも使えるという判断、再度、それでよろしいんですね。はい。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。特に本一のほうのことかと思いますが、本郷第一地区については、すべて下水道については、下水道課のほうに、町のほうに移管になっております。そういう関係で、管理しているのは、今度は下水道課のほうで管理しているということでございますので、先ほど申しましたように、その沿線で、流量の問題ですね。流量的にちょっと問題があるということであれば、その部分は許可できないということがありますが、一般家庭については特に問題はないかと思えます。ただ、マンションだとか、そういうふうにかかなりの戸数が使うということになると、当然、先ほど申しましたように、管径——その管で、じゃあ、飲める容量なのかということを検討しなくちゃなりませんので、その都度申請のほうをいただいて検討したいと。それで、オーケーであれば許可していくということでございます。

○議長（佐藤幸明君） 14番倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） 先ほどの関連の質問なんですけども、それは市街化区域とか調整区域を問わずということですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。市街化区域と市街化調整区域にまたがって管が入っているようなところもでございます。ですから、現在、管を布せてあるのは、まあ、ほとんど市街化区域は管布設は終わっておりますが、それに隣接してる調整区域も、この条例によって区域外流入と、を認めていくということでございます。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第84号から議案第85号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第84号から議案第85号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第84号から議案第85号については、原案どおり承認することに決しました。

議案第86号 阿見町職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第5、議案第86号、阿見町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第86号の阿見町職員の給与に関する条例等の一部改正について、提案理由を申し上げます。

人事院は、本年9月30日、国会及び内閣に対し国家公務員給与の引き下げ等について勧告を行いました。国においては、厳しい財政状況と東日本大震災という未曾有の国難に対処するため、人事院勧告の趣旨を内包した給与の臨時特例法案が国会で審議されているところであります。また、茨城県においても、10月24日、茨城県人事委員会が県議会と知事に対し、人事院とほぼ同様の内容で勧告を行っております。これに対し、総務省は技術的助言として、「給与改定を行うに当たっては、地方公務員法の趣旨に沿い、国の取り扱い並びに地方の人事委員会勧

告、現下の行財政の状況等の実情を踏まえつつ、各地方公共団体の給与実態を十分検討の上、適切に対処するよう期待する」という通知を出しているところであります。

これらのことから、当町としては、人事院勧告に準じ、職員給与の削減等を行うため、条例改正を行うものであります。その主な内容を国ベースで申し上げますと、1人当たり平均年間給与を0.23%、額にすると1万5,000円を削減すること。平成18年の給与構造改革の際、給料月額が減額となった職員を対象とした現給保障の経過措置を平成24年度、25年度の2カ年で段階的に廃止すること、おおむね42歳未満の職員を対象に給与構造改革により抑制された昇給を、2号ないし1号復元することです。なお、町ベースで算出しますと、給与の削減額は総額で約400万円です。

以上、提案理由を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第86号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 私は、この人事院勧告に倣っての給与削減に、条例に反対したいと思っております。

そもそも職員の給与は生活給であります。で、今、国全体が不景気の中で、民間は特に給与が削減されたり、不定期雇用、臨時雇用で、うんと下げられる。それが社会的に景気の停滞を招いているというのは御承知のとおりだと思います。そういう中であって、公務員の給与をわざわざ下げるといふことではなしに、むしろ景気を回復するために、消費を多くすると、そういう意味から言っても、公務員の給与を下げるということは、より一層不況を深めるものだというふうに思います。そういう点で、引き下げすることには反対したいというふうに思います。以上です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） 私は、この条例に賛成したいと思います。

実は、細田議員のおっしゃるように、職員の給料は下げる必要はないと、阿見町に関しては思っております。しかし、御説明を全協で聞きましたときに、下げないと町への交付金とかそういう問題で補助がいただけなくなると。国はまことにこうかつな方法をとって、町を締めつけてくることになると思います。年間400万の削減でございますけれども、職員の皆様にはまことに申し訳ないですが、涙をのんで同調していただきたいと思ひまして、私はこの条例には賛成させていただきます。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって討論を終結いたします。

反対討論がありますので、起立により採決いたします。

議案第86号を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤幸明君） 起立多数であります。

よって議案第86号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第87号 平成23年度阿見町一般会計補正予算（第4号）

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第6、議案第87号、平成23年度阿見町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第87号の一般会計補正予算について、提案理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に1億5,998万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ140億2,669万7,000円とするものであります。

その内容としましては、平成24年1月1日施行の放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、小中学校、保育所、児童館、公園等、子供たちの生活環境について優先的に除染するための工事費及び町民の不安軽減を図るための詳細な町内放射線量マップの作成委託料等を新規計上するものであり、その財源としましては前年度繰越金を充てるものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） おくればせながら、小中学校、保育所、公園の除染を、今回の予算の補正予算ですね。1億5,900万でやるってということなんですけれども、これでも子供さんが集まるところ、生活する公共の場所ですよ、が一部ですよ。除染できるわけなんですけれども、工事請負費、小学校、中学校、保育所、児童館、公園の除染と、それぞれ金額ありますけれども、場所数が書いてありません。これ、その項目ごとに場所数を教えてもらいたい。それが1つ。

あと、この中で抜けてるのは、各家庭の除染と通学路の除染が抜けているわけですよ。それについては、高いところは当然早急に除染するというふうになると思います。除染する場合にも、きちんと、例えば今度の予算で放射線マップ、500メートルメッシュでつくるつつうことを言っておりますけれども、私はやはり子供が生活する場所を優先的にはかってマップをつくと。それによって、高いところは優先的に除染していくっていうふうな、具体的な傾斜のつくり方ですよ。それが必要だと思うんですよ。だから、そういう点では、マップをつくる場合にも、いわゆる一番影響の大きい子供さんが通るとこ、または子供さんのいる家庭ですよ。そういうのは優先すべきだというふうに思います。

で、あと、特に通学路は子供さん、朝晩通るわけですから、私どもがはかった例では、実穀小学校、これは豊学校も含めて、町内では、学校では一番高かったわけですけども、通学路についても0.35とか0.40とか、0.23をほとんど超えてるわけですよ。だから、そういう場所についてはきちんと役場でもはかって、除染方法ですよ。切り通しのところは土をとるのか、それとも盛るのか、また、田んぼのところ、下へ坂になっているところは、これは盛り土をしなければ除染できないわけですから、そういうのを具体的にやってみて、やっぱり放射線量を、優先的に通学路を下げていくと、そういう対策が必要だと私はそういうふうに思うんですけども、具体的にそういうことを考えているのかどうなのかもあわせて説明をお願いしたい。で、この予算の中では何かその辺が見えないんじゃないかなっていうふうに思うんですけども、その点どうなのか質問いたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） はい。それでは、お答え申し上げます。町立小中学校、保育所、児童館及び公園の除染の工事の内訳でございますけども、小中学校、御存じのように小学校8校、それから中学校が3校でございます。保育所等につきましては6、それから児童館2つということになってございます。それから、公園の砂場の入れ替えにつきましては、26カ所の砂の入れ替えを考えてございます。それからですね、各家庭、通学路の除

染でございますけども、いまだに国のほうの環境省の方針基準がまだあいまいでございまして、今後指定を受けた中で、国あるいは県と協議しながら、その除染の方法について考えていきたいと思っております。これも除染計画の中で検討していきたいと思っております。

それから、マップの公表でございますけども、現在、小中学校、保育所のマップの公表に、今、準備に入っているところで、近日中にマップの公表をしたいと思っております。

それから、公園につきましても現在測定中でございますので、少し人数を増やして測定をし、マップの公表をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 1つ抜けてると思うんですけども、要するに、子供の影響が一番多いわけですから、子供が遊ぶところ、通るところは通学路なわけですよね。で、放射能のマップ作成で、先ほど全協の説明では、放射線モニター器ですよね。これを7台買うと。それからシンチレーション。それより性能のいいのを1台買えば、10ミリマイクロシーベルトまではかれると。これは食品とか、そういうのをはかるようになると思うんですけども。

私は、同じ金かけるあっても、優先度があると思うんですよね。で、そういう点では、優先度があっから小中学校、保育所を除染するわけですから。じゃあ、子供の通学する家庭ですよね。それはやはり優先的に、放射能マップをつくるのをやらないと、全体をはかってやらなければならないできないつつうふうに、時間がかかっちゃうと思うんですよね。で、実際に高いところは、高いところから直ちに除染をしていくということにならないと、私は科学的じゃないっていうふうに思うんですよね。だから、そういう観点で、放射能マップ作成についても、まず通学路を優先、それから子供のいる家庭優先と、そういうふうに傾斜してやってもらいたいというふうに思うわけですけども、その点の答弁がなかったんで、再度答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。先ほど細田議員のほうからお話がありました実穀小学校の通学路に関してもですね、現在、町の職員が測定に行っております。その測定結果については、今手元にはございませんけども、後でお知らせしたいと思っております。

それから、放射能マップにつきましても、今日採決していただければ、すぐにでも業者と打ち合わせをしながらですね、マップの作成していきたいと思っております。で、その子供がいる一般家庭につきましてもですね、線量を考慮しながらマップ上に反映していきたいと、そういうふうに思ってます。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） けさの新聞に出ておりましたが、東電に1,077万の賠償要求をしますよね。これはこれで当然だとは思いますが、この補正予算は、これ、国に当然阿見町が出すんじゃないかと、後で国か東電に要求すると思うんですけども、これはどこに要求するのか。

それともう1つは、2次、3次、4次と、これも補正をする必要があると思うんですけども、そのこの点の兼ね合いはどうでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。今回のですね、臨時会での今回の補正予算につきましては、特措法に対象と指定されますと、その後、環境省と阿見町の除染計画を協議して詰めてまいります。

で、来年、24年の1月1日から施行されますので、それから、一応そういった除染計画に基づいて実施されるものが対象となるんですが、国からの予算措置がされるということなんですが、ただ、国のほうはですね、やはり早急に実施する必要があるというようなことで、子供のそういった施設、こういったものについては前倒しで実施しても可能だというようなことから、今回小中学校とか、先ほど放射能対策室長が申しあげました箇所を前倒しで実施するということでございますので、これを当然国のほうに特措法の対象として申請をしていきたいと思っております。

それから、除染計画、これから煮詰めていきますけれども、そういった中で、当然、第2次、第3次ということで、そういった補正予算を上程させていただきまして、実施しながら国のほうに申請していく予定でございます。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 町がですね、損をしないように、みっちり積算をして、請求をしていただきたいと思います。

それとですね、もう1つは、さっきの補正予算の説明書ですね、工事の請負費の中で、小学校においては、測定場所ですね、地上50センチ、それから中学校、それから公園においては地上1メートルとありますけれども、私は公園というのはですね、乳幼児が遊ぶことが多いと思うんですね。したがって、小学校と公園は、測定場所は0.5にすべきだと思うんですが、どうですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対

策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。議員おっしゃるようにゼロセンチということだと思うんですけども、今の国の、今回の24年1月1日に施行される特措法の基準では、地上1メートルという基準になってございます。ですから、国の指針に基づきまして、方針に基づきまして、地上1メートルで0.23マイクロシーベルトということの基準を定めていきたいと思っております。ただ、実際の作業を行う上で、限りなく低線量にしてかなきゃならないと私も思っておりますので、ゼロセンチについても測定しながら、できる限り放射線量を下げていく努力をするということで、除染してまいりたいと思っております。

それから、今後、除染計画を策定する上で、国の財政支援のほうがですね、の内容が定まっていりましたら、その中でもなるべく国の財政支援が受けられるようなことについて交渉してまいりたいと思います。その中で、ゼロセンチについてもですね、もし参考としてもらえるのであれば、そういうような参考を国のほうに伝達しながら、限りなく低線量にしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 国の基準がですね、測定する場所ですね、小学校以下においては地上50センチ、中学校及び公園においては地上1メートルって、国の基準がそうなってるわけですか。そこをちょっと聞きたいですね。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） はい。お答え申し上げます。特措法ではですね、の基準では、地上1メートルあたりの線量は0.23マイクロシーベルトが基準でございますけども、町の放射能対策方針をその特措法に基づいて変更いたしまして、町の方針といたしましては、小学校以下については50センチ、中学校以上については1メートルというふうに基準を定めたものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） だから、町の基準はですね、安全を願ってそういうふうにしたんでしょうから、からね、公園は、先ほども言いましたように、公園は、乳幼児——ちっちゃな子供が遊ぶときが多いんですよ、遊ぶ場所としては。だから、測定する場所を0.5メートルにしたらどうかという私の提案なんですよ。

〔「0.5メートルっちゃあ、50センチじゃん」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君）　そうですよ。それを、公園においては、測定場所を1メートルじゃなくて下げる必要があるんじゃないかって言っているわけです。その点はどうですか。町が決めたんだったら、町が訂正すればいいわけですからね。

○議長（佐藤幸明君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君）　はい、お答え申し上げます。町の放射能対策方針で、小学校以下については50センチということで定めておりますので、乳幼児が扱うような公園についても、50センチ以下をですね、対象にして、公園についても小学校以下と同様に考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君）　10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君）　わかりました。

それとですね、次の質問です。ぜひそうしてください。お願いします。

それと、今、職員が2人で測定しているとかいう、全協で言ってましたよね。職員が、測定。放射能を各家庭回って。希望のところは、2人ですよ。その方々は、何時間ちょっと労働しているか知りませんが、被ばく線量なんていうのは心配はないんですかね。どうでしょうか。何かね、高いんです。舟島地区なんかは、0.26マイクロシーベルトパーアワーになってるし。高いところもあるんですよ。君原も平均が0.25に。平均だからちょっと高いところもあるだろうし。その人たちの被ばく線量は、測定員のですよ、影響はありませんかね。

○議長（佐藤幸明君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君）　現在、臨時職員の2人の方がですね、1日6軒、合計12軒の訪問測定をさせてもらっていますけども、マスクをしていただいたりですね、あるいは手袋をしていただいたりという対応はさせてもらっています。ただ、これも茨城県というより国の除染のガイドラインというのがございまして、で、茨城県の場合には、福島県と違っていて、比較的低線量という地域でございます。その場合に、マスクあるいはゴム手袋あるいは軍手という方法で除染をすれば問題ないというふうに基準はされています。そういうふうに県のほうから聞いてございます。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君）　10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君）　じゃあ、もう1つ質問を変えます。

最近、厚生労働省から除染作業のルールというのが、こう新聞なんかで発表されてますよね。これで、年間1ミリシーベルトを超える場合は、年間ですよ、だから、時間で言えば0.23ですよ。これを超える場合は、専門業者がやると。で、細かい時間、時間単位でもありますけれども、低い0.23から2.5マイクロシーベルトパーアワーであれば、ボランティアでもいいというような指針があるわけですけども、ボランティアでもいいという指針でしょうけども、この点どうですかね。ボランティアにさせますかね。まだそこまでは検討してないですか。お伺いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） お答え申し上げます。これについてもですね、国の特措法の中でもですね、いろいろの方針等が迷走してございますので、それについて県の原子力安全対策課や、あるいは国の環境省ともよく話を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） これはあれなんか、国の……、国も厳しいでしょうけども、国の財政も厳しいところなんですけども、この除染作業のルールにのっかって、低いところはボランティアとかですね、住民とか、やってもいいだよと、やらしてもいいよということになっていきますけども、どうせ工事費を要求するんですから、ボランティアを使わないで、どういう症状ちゅうのか、高いところもあるでしょうしね。だから、ボランティアなんかを使わないで、ちゃんとした専門業者をお願いをして、それで予算を要求すると、こういう形にさせていただくことを私は希望します。それは要望です。ちょっと研究してですね、しっかりと。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 予算というのは、除染の方法なんですけども、役場が例えば業者に頼むと、うんとしゃくし定規になるんですよ。例えば、今、公園、私は全協のときに言いましたけども、これは27日の五本松の児童公園。で、いわゆる砂場が、これは地上1センチですけども、0.56と。恐らく地上1メートルでも0.35とか0.4というふうになると思うんですよ。その中で、砂場も高いんですけども、それよりも、その近くの滑り台の下は0.81つつうことで、一番高いわけですよ。で、これは今の予算だと砂場の砂を入れ替えますつつうことになるので、この一番高い滑り台の下つつうのは、大体1メートル角ぐらいですよ。で、そこは言わなければ業者はやらないでしょうよ。私は、砂場の入れ替えと同時に遊具の下、滑り台の下は特に高いわけですから、滑り台があるところとかブランコの下とかね、子供が特に寄って遊ぶとこ

は優先的に、それと同じにやらないと、私は片手落ちになるんじゃないかなっていうふうに思うんですね。滑り台の下、例えば1メートル角やったって、そんなにお金がかかれないと思うんですね。その辺のきめ細かなやっぱり注意をしないと、実際、除染にならないんじゃないかなというふうに思いますけれども、その点どうなんですか。

あとそれから、さきに示した実穀の通学路は、もう当然今はかっているということを言いましたけれども、いわゆる8つの小学校ですか。そことか、3つの中学校とか、特に小学校の通学路は優先的にはかって、0.23以上あるところはやはり、あるかどうかは今わからないわけですから、優先的にはかって、いわゆるそれ以上のところは除染の計画に入れると。そういうふうにしなないと、私は先へ進まないというふうに思うんですけども、今の補正予算の中では、その辺が説明不足っていうか、私、質問しているわけですから、わからないわけですよね。そういう方向でやっていくのかどうなのか、再度質問いたします。

特に公園の滑り台の下とか遊具の下なんかはきちんとはかって、これはうんとポイントが限られているわけですから、砂を入れ替えると同時に、そのことも一緒にやったら、一番お金がかからなくていいんじゃないかなというふうに思うんですけども、その点どうなんでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい。公園についてお答えいたします。先ほど全協でもありましたように、余り細かくははかってないっていう部分がございます。そういった中で、当然細かく、水が集まるようなところが高い傾向があるということでございますので、実際、砂の入れ替えをする前に、そういう水が集まるようなところをはかって、できるだけ除去していきたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 生活産業部次長兼放射能対策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） はい。お答え申し上げます。今回の補正予算の内容でございますけれども、小学校につきましては、滑り台の下とかあるいは遊具の下を今回集中的に除染するというところでございます。

また、0.23マイクロシーベルトを超えた面的な整備ですね。校庭をある程度削りながら除染をしていくという内容の補正予算でございます。

それと、先ほど申し上げましたように、小学校の通学路の除染についてでございますけれども、特措法の中で今後除染計画を立てていく中で、国のほうとよく相談をしながらですね、どんな方法で除染するのが一番いい方法なのかについても相談していきながら、除染計画を立てながら、町としても通学路の測定をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 町内の放射線量マップ作成用で、モニターの機械ですね。7台買うということは、機械だけ買っても人が張りつけないとはかれないわけですよね。これに対する測定というのは、どんなふうに具体的にやるつもりなんですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） お答え申し上げます。今回の放射線量マップの策定に必要な7台でございますが、これにつきましては、委託をしてですね、マップをつくる予定でございます。その委託をして、測定も含めて委託をしますので、その方々に7台をお貸ししまして、それで町中の500メートルメッシュのマップを策定するというところでございます。で、その7台が測定が終わり次第、マップが作成でき次第ですね、その7台については来年度から貸し出しも予定してございます。

それから、シンチレーション式の大きな高性能のものでございますが、これについては、年に一度校正が必要なものでございまして、現在使っている携帯型の放射線量が正確にはかかれているかどうかを検査するためにも1台購入するというような内容でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） ちょっと、町にいま一つ努力していただきたいことがあるんですけども、それはですね、公党の機関紙とかね、ビラで、実穀小学校の通学路の測定値が書いてあるわけですね。各場所の。それで、これが地上1センチのところをはかっているわけですよ。地上1センチのところ。それで、阿見町は50センチのところをはかるとか、1メートルのところをはかるとかってあるわけですね。そこで、これがすべて高いんですよ。一番高いときは0.7とかですね、こうあるんで、それは当然下が、1センチのところだから高いんでしょうけども、これを見た町民は、やはり町は何センチのところではかっていると、どこではかっているというのじゃなくて、数字だけを読むと思うんですよ。そのときに、非常に不安が思うんですよ。だから、町としても、こういうものが出たらですね、実穀小のところのかわいに、阿見町としては地上50センチのところをはかっていますし、平均0.18何ぼとあって、朝日のほうは0.182ということになってますんでね。その数字の誤差がね、町民に不安を与えないようなPRをしてほしいんですよ。けど、この数字だけを見ると、何かえらい高けえなちゅう話になっちゃうし、今すぐ何とかしろちゅうことになるんで、その点はちょっと町としても、不安を与えないような処置を講じてほしいんですけども、どうでしょうかね。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） はい。お答え申し上げます。確かに実穀小学校は多少高いところがあるんですけども、これにつきましては、小学校に放射線量測定器を配付してございます。で、教職員の皆様に、高いところについては随時除染をしていただいております。その結果に基づきまして、近々に放射能マップの公表させてもらいたいと思っております。これはホームページのほうでさせてもらいたいと思います。

これまで阿見町の放射能対策はどのようにしてきたかっていうと、もちろんホームページにも掲載し、広報にも掲載して、町民の皆さんの不安の解消のためにしているわけなんですけども、そのほかに、今回マップなどを作成しながら、より町民の皆さんが不安解消が図れるように、今後もそういうような広報誌等で皆様にお知らせしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 私も何人かの人にお伺いをしたんですけど、お伺いちょうのか、聞いたんですけども、やはり対策が遅いっていう声が結構あるんですよ。町長は、職員が一生懸命やっているということで、それは私もわかりますけども、一般的に対策が、除染ももうやっているところ、済んでるところとあるわけですからね。国の基準よりさらに低いのに、さらにもう除染もやってあるとच्चゅうところもあるんで、できればね、前倒し前倒しでやるのが町民の不安を取り除くということでありますので。もちろん計画はあるでしょうけども、相対的に遅い遅いという声を聞きますので、さらにさらに努力をしていただきたいというふうに思いますんで、よろしくお願いします。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） はい。各学校で除染活動いたしました。そのときに出ました各学校の土のうですね。土のう袋。大体平均400から500袋ぐらいいは出ているのだと思いますけれども、その土のう袋の最終の処理ですね。処分はどのように処理をするおつもりなのでしょうか。

それから、家庭でですね、家庭で出たその袋ですね。その処分方法です。

それから、測定器を買った方がおまして、自分の家の周り、そういうのをはかって集める方もいらっしゃるんですけども、先ほど、耐候性土のうを1万袋買ったという、準備があるということでしたが、各家庭でそれを行うときに、その袋はいただけるのでしょうか。

その2点、お願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。お答えいたします。8月27日から9月11日までかけて、確かに2,000袋च्चゅうことで、各小中学校に埋めてあります。当然、放射能が漏れないように

40センチの覆土をして、雨にも漏れないように保管しております、当分の間、そこに仮置きとして今のところは置いておくと考えております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 生活産業部次長兼放射能対策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） はい。それと、一般家庭のですね、汚染された土壌の処理についてでございますけども、現在、先ほど全協でも申しあげましたように、国の方針として、福島県内には中間処理場をつくと。国の責任で中間処理場をつくるという方針でございますが、茨城県内には、その中間処理場をつくらない。ただし、茨城県の廃棄物対策課のほうで、平成27年までに何とか中間処理場をつくろうという動きがございます。それまでの間は、町内の中で一部保管をせざるを得ないということでございますので、公共施設についても、除染をした後ですね、敷地内に一時保管をします。一般家庭の皆様についても、今、訪問測定をやらせていただいている測定員のほうからですね、町が用意したパンフレット等を配りながら、例えば、今測定している中で一番高いのは雨どいの下でございます。直径約1メートルぐらいのところをすきとっていただいて、約5センチから10センチぐらいをすきとっていただいて、ビニール袋あるいは土のう袋に入れて、50センチぐらい掘っていただいて、30センチから50センチ新しい土を覆土しますとですね、除染がかなり、除染というよりも放射線量が大幅カットできますので、そういう保管方法をとっていただくようお願いしてございます。

ですから、今、国のほうもなかなか方針が定まらない中で、今後そういう施設を早くつくってもらうように要望していきながら、国のほうにも伝えていきたいと思っておりますけども、現在はそういうような状況で保管をせざるを得ないという状況でございます。

○議長（佐藤幸明君） 答弁漏れがございます。生活産業部次長兼放射能対策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） はい。お答え申し上げます。先ほど全協のほうでも申し上げたとおり、今回、公共施設の中の子供関連施設のための土のう袋1万枚は、今回の補正予算に上げさせていただいたわけなんですけども、一般家庭とかについては、今後ちょっと考えさせていただきたいと思っております。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） はい。それではですね、一般家庭で出た、その汚染土ですね。汚染土。それを入れるもの。先ほどビニール袋とかって言いましたけれども、やはり町の心配している方は、それを入れる、先ほど言った耐候性土のうと。特別放射線を閉じ込める袋なんでしょう。それがやっぱり必要じゃないかと思うんですね。各家庭で、自分たちが本当に関心を持っている方は、測定器を買ってる方がいらっしゃるんですね。やはり小さな子供をお持ちの方は大変心配なので、自分たちではかって、それを集めて袋に入れ、その袋が普通の袋ではやっぱり

だめなんじゃないかと。そしたら、今言った耐候土のう袋、それは希望したいと思うんですけども、やはり町民の方がいただきたいと来たときには譲っていただけるようにしてほしいと思うんですけども、そのところはいかがなんでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 放射能につきましては、大変町民の方、それから当然不安はあると思います。そういったことで国のほうもですね、今のところ一転二転としているような状況なんですけど、町としましても、最優先としまして、今、子供の施設のほうについて、今回補正予算として計上させていただきました。で、町民の不安をですね、払拭するように私どももしたいんですけど、ただ、それはどうしても限りがありますので、現時点では、やはり町民の方の自分の敷地につきましては、御自分でやっていただくしかないと考えております。

で、これからですね、そういった除染計画を国のほうと綿密に決めていきますので、そういった中で、そういった個人のお宅の助成につきましても、国のほうと言いますか、除染計画に盛り込んで、実施していく方針ですが、現段階では、やはり御自分の敷地については御自分でやっていただくというような、そういったことでお願いしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 子供の放射能の影響については、要するに、成長が激しいほど影響があるということで、子供とか幼児つつうことが出てるわけですけども。前段、校庭、保育所の園庭ですね。校庭は除染すると。通学路も高いところは当然除染するようになると思うんですけども、現実には、放射能を浴びてる子供さんですよ。子供さんの、実際どれだけ浴びてるかっていうのはわからないと、私は片手落ちになるんじゃないかなって思うんですよ。

福島では既にボディカウンターですか。うんと安い線量計を子供さんにつけて、例えば1週間とか2週間でどれだけ線量を浴びたかつつうのをはかっているわけですよ。私は、茨城県内では、阿見町は文科省の調査でも全域にほとんどが高いと。福島と同じような状況にあるわけですから、子供さんについてもボディカウンターをする必要があると思うんですよ。そのための、やはり線量計を、例えば10台なら10台買って、放射線が高いと言われている小学校の子供に預けて、1週間なら1週間、どれだけ線量を、放射線を浴びてるかっていう調査をやったりする必要があるって思うんですよ。じゃないと、実際はどれだけ浴びてるかつつうのわかんないわけですから。子供さんは学校にいる時間、それから通学の時間、あと、一番家庭にいる時間が多いわけですよ。

そういう線量計は、専門家に聞いたら安いつつう話なんで、数字が出るやつで2万9,900円で買えると。数字が出なくて、専門家、福島でやってるのは、ちゃんと専門家がはかる装置が

ないと出ないみたいですけども、私は数字の出る、そういう線量計も買って、どれだけ子供さんが日常的に今受けているのかっていうのは調査する必要があるっていうように思うんですけども。それは、当然国に請求して、東電へ請求してもらってもいいわけですから、その検証はする必要があると思うんですけども、そういう余裕のある予算の使い方、今回のやつでできるのかどうなのか、質問いたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） はい。お答え申し上げます。子供たちへの放射線被ばくについてもですね、大変心配だと思っております。

ただ、今回、茨城県の福祉部の部長さんがですね、県議会の質問の中で答えたものが、半年ぐらい前に答えているんですけども、その答えはですね、茨城県内の医療機関の専門家の意見を聞いてですね、さまざまな意見を聞いて、それを参考にして発表しているわけなんですけども、茨城県内の子供たちへの放射能被害はないと。で、検査は必要はないだろうという見解をしているわけでございます。

ただ、私どもとしても、それについて、県の医療機関やあるいは放射能安全対策課のほうに、茨城県内でポディーカウンターですか、が使えるかどうか聞いたところですね、現在、福島県のほうの子供たち専門にやってるものですから、茨城県内の子供たちにはちょっと時間がかかってしまうという答えでございました。かつ、じゃあ、それが終わったら、そういう検査ができるんですかということに対しては、今検討中だということでもございました。

それからあと、さまざま民間の医療機関でできるのかなと思って調べたところ、県内の中で、今、放射能の検査ができる医療機関がございませんで、東京のほうに一部あったということでもございます。ですから、今後これも検討していかなきゃなんない問題だととらえておりますけども、周りの状況を見ながら、被ばくの線量についてもですね、検討していきたいと思っております。

それから、被ばくの線量計のことでもございますけども、今のところ考えてございませんでしたが、国、県のほうの方針とかですね、御意見を聞きながらちょっと考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 私は、よく役場側からは、周りの状況を見ながらつつう言葉ができるんですよ。私は、それは余りよくないと思うんですよ。周りの状況じゃなくて、茨城県では阿見町が一番高いんだから、逆に阿見町が率先的にやらなければ、周りの状況もヘチマもない

と思うんですよね。だから、そういう点では、文科省のやつでも北茨城市と阿見町と、あと取手とか守谷の一部とかね、そこが高いわけですから、私は周りの状況を見ながらやるつつうのは、怠慢だっつうふうに思うんですね。私は、阿見町がほかに先駆けてやらなければ、話にならないっつうふうに思うんですよね。特に除染についても、阿見町なんかより牛久のほうがもう予算をとって具体的にやってあるわけですよ。そういう点では、阿見町の姿勢つつうのは生ぬるいっつうふうに思いますんで、周りの状況を見ながらじゃなくて、率先してやってもらいたいというように思います。これは要望です。まあ、町長が答えがあるなら答えてください。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第87号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第87号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第87号については、原案どおり可決することに決しました。

閉会の宣告

○議長（佐藤幸明君） 以上で、本臨時会に予定されました日程はすべて終了しました。

これをもちまして、平成23年第3回阿見町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時50分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 佐 藤 幸 明

署 名 員 細 田 正 幸

署 名 員 平 岡 博